

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和2年11月13日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県沼津土木事務所長 原 広司

2 担当部局

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3

静岡県沼津土木事務所総務課

電話番号 055-920-2202

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第7号

(2) 業務名

令和2年度マイクロフィルム撮影及びデジタル画像作成業務委託

(3) 業務概要

マイクロフィルム撮影及びデジタル画像を作成する。

(4) 納期限

令和3年3月31日

(5) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本県における物品購入等及び一般業務委託に係る入札参加資格において「複写・航空写真」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められたものであること。

(3) 仕様書等で示した業務について履行できる能力を有した者であること。

(4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 5 入札説明書等の交付期間、交付場所

(1) 交付期間

令和2年11月13日（金）から令和2年11月27日（金）まで

ただし、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

上記2に同じ

## 6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を令和2年11月30日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）に担当部局へ提出し、上記4の資格を有することの確認を受けなければならない。

## 7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和2年12月2日（水） 午前11時00分

(2) 入札執行場所

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3

静岡県東部総合庁舎 本館8階 会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を入札者を落札者と

する。

- (5) 入札保証金及び契約保証金  
免除

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

- (7) 契約書作成の要否  
要

## 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 詳細は入札説明書による。